

B 情報

「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準」と
H－Ⅱ A ロケット 2 3 号機の地上安全計画・飛行安全計画との比較評価結果

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日 A 改訂

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

独立行政法人

宇宙航空研究開発機構

説 明 者
宇宙輸送ミッション本部 打上安全評価室
室 長 江口 昭裕

改訂履歴

符号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
A	H25.12.10	・表紙 ・P1 I 2 適用の範囲 地上安全計画・飛行安全計画(H-II A 23号機)欄 2段落目 地上安全計画の後に「7.1項」追記。	・改訂日付及び改訂符号追記 ・地上安全計画におけるJAXAとMHIの役割分担については、まえがきではなく7.1項に記載があるため修正。

ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全対策の評価基準	地上安全計画・飛行安全計画（H-ⅡA 23号機）
I 目的、適用 1 目的 この基準は、宇宙開発利用部会における、ロケットによる人工衛星等の打上げ及び再突入機の再突入に係る安全評価のための調査審議の効率化・円滑化、透明性の確保を図り、もって射場周辺等における、人命・財産の安全を確保するための対策の適切化、理解の増進、ロケット打上げ及び再突入機の再突入の円滑化に資することを目的とする。 （注）再突入機とは、制御して大気圏へ再突入して着地（含着水）する宇宙機をいう。 2 適用の範囲等 この基準は、Ⅱ以下に示すとおり、個々のロケットによる人工衛星等の打上げ及び再突入機の再突入に係る ① 保安及び防御対策 ② 地上安全対策、③ 飛行安全対策、 ④ 安全管理体制に関して適用する。 宇宙開発利用部会は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が実施するロケット打上げ及び再突入機の再突入に係る業務において、この基準が示すⅡ以下の要件に基づき、適切な対策が講じられているかについて、安全評価のための調査審議を行うものとする。 また、JAXAが委託に応じてロケット打上げ及び再突入機の再突入に係る業務を行うときは、JAXAは、委託者及びその関係者が実施する作業については、この基準が示すⅡ以下の要件に基づき、適切な対策が講じられているかについて、安全評価を実施するものとする。宇宙開発利用部会は、打上げ等の委託者及びその関係者が実施する作業に関して、JAXAが実施する安全評価に基づき、安全評価のための調査審議を行うものとする。 なお、本基準の適用等に当たり必要となる詳細な事項は、宇宙開発利用部会において定めるものとする。 Ⅱ 保安及び防御対策 ロケットによる打上げに際し、その整備作業段階から打上げ目的が達成されるまでの間に、ある意図によるまたは結果として破壊・妨害行為のおそれがある場合、適切な対策を講ずること。 Ⅲ 地上安全対策 ロケットの打上げに際し、射場及びその周辺における人命、財産の安全を確保するため、ロケットの推進薬等の射場における取扱いから、打上げ後の後処置作業終了までの一連の作業について、以下に示すとおり、各々の作業内容に即した適切な安全対策をとることが必要である。	H-ⅡAロケット23号機によるGPM主衛星の打上げに係る① 保安及び防御対策 ② 地上安全対策、③ 飛行安全対策、④ 安全管理体制に関して調査審議を受ける。 三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）が打上げ事業者としてロケット打上げを執行し、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）は打上安全監理に係る業務を行う。 JAXAは、MHIから提示された安全管理計画、飛行計画等の妥当性について安全評価を行った上で地上安全計画、飛行安全計画を作成している。 [地上安全計画7.1項、飛行安全計画まえがき] 打上げ作業期間中の保安物の取扱い施設及び貯蔵所、並びに打上げに係る情報等の保管場所を含む射場の保安及び防御について適切な対策を講じている。 [地上安全計画7.6項]

A